

斎場附帯業務の取り扱いに関するパブリックコメントの結果

- 1 募集期間
平成 25 年 7 月 12 日（金）～平成 25 年 8 月 12 日（月）
- 2 周知方法
 - ・市政だより、市のホームページによる広報
 - ・市政情報コーナー、各支所、各市民センターでの閲覧
- 3 提出方法
持参（2名）、郵送（2名）、FAX（7名）
- 4 意見提出者数
11名
- 5 意見件数
39件（類似のものを統合）
- 6 意見の要旨と市の考え方

No.	項目	案に対する意見	意見に対する市の考え方
1	全体	市がこの業務を実施してきた理由はなにか。また、その理由との関係で市が果たしてきた役割は終了しても良いのか。（全3件）	<p>業務を開始した当時は、自宅で葬儀を行うことが一般的であったため、行政サービスの一環として、市が葬具の貸し付け等を行ってきました。</p> <p>しかしながら、現在では民間の葬祭業者でも同様のサービスを行っていることや、民間の葬祭場を利用することが一般的となったことから、市が果たしてきた役割も終了する時期を迎えたと考えております。</p>
2	全体	市を利用することで財政負担が軽くなり、経済的に困っている方に安心を与えているので、福祉事業として継続すべきである。（全6件）	<p>附帯業務は斎場業務の一環として行っているものであり、今後も経済的に困っている方への対応については十分配慮する必要があると考えております。</p>
3	全体	会津地方の経済的、社会的状況は現在も悪化しており、廃止を判断する時期ではない。（全7件）	<p>市内の葬祭業者が増え、市と同様のサービスを提供している現状を踏まえ、市が果たしてきた役割も終了する時期を迎えたと考えております。</p> <p>なお、経済的に困っている方については十分配慮する必要があると考えております。</p>

No.	項目	案に対する意見	意見に対する市の考え方
4	全体	前年度末に策定された「第3次会津若松市行政システム改革プラン」の中で「民間活力の導入を検討します」と記載されているが、今年度はまだ3ヶ月しか経っておらず、改革プラン策定時から準備が進められていたと考えられ、こういった手法は「参加と協働による未来につなぐ市政運営」を謳う改革プランの内容とかけ離れているものである。	アウトソーシングを推進し、民間活力を導入することについては、平成20年4月に策定された「第2次会津若松市行政システム改革プラン」においても掲げられており、この方針に基づき附帯業務の取り扱いについては、以前から内部で検討を進めておりました。
5	はじめに	利用者が1割未満とのことだが、1割も利用していると考えerべきではないのか。	1割未満にとどまっているのが現状ではありますが、利用者がいるということについては十分配慮する必要があると考えております。
6	利用件数	霊柩車は1日に複数回利用できないため、利用したくても利用できない方が相当いるのではないのか。	現状として、利用をお断りすることはわずかであり、希望されても利用できないケースは少ないと認識しております。 また、霊柩車は1台のみであり、運行回数については、火葬時間との関係で1日に複数回運行することができないのが現状です。
7	利用件数	経済的に困っている方は、葬具一式の利用者31件のうち20件だけとしているが、本当に生活に困窮しているのは、葬儀さえ行えない「棺・骨箱等のみの利用者」179件であり、全て含め約200件とするべきではないのか。 (全2件)	資料に記載してあるとおり、葬具の利用件数210件の内110件は民間の葬祭場へ納入していることから、棺・骨箱等のみの利用が、必ずしも経済的に困っている方ではないと考えております。 また、経済的に困っている方の件数についてはあくまで推計値ではありますが、「経済的に民間の葬祭場を借りることができず、自宅に葬具を一式納入して小さな葬儀を行うしかなかった」と推測できる方が、葬具一式を利用した方のうち20件だったという考え方で算出したものです。
8	利用件数	この業務について多くの市民が知らないと思うので、市民への宣伝やアピールをもっときめ細やかにすれば利用者は増えるのではないのか。 (全2件)	現在は葬祭業者が代行して火葬や附帯業務の予約を行うことがほとんどでありますので、葬祭業者から説明がなされていると考えております。 また、直接喪主の方などが届出にいられた場合には市から説明を行っております。

No.	項目	案に対する意見	意見に対する市の考え方
9	棺・骨箱等の販売単価	棺・骨箱等の販売単価を据え置いてきた理由は何か。	販売単価については、将来的な取り扱いが決定するまでの間、据え置きで価格で提供してまいりました。
10	県内の実施状況	実施している市町村が少ないからといってやめるのではなく、会津若松市では他の市町村では実施していないことを先駆けて実施し広めていくべきではないのか。(全2件)	県内の実施状況は参考として示したものでありますが、市としては、民間の葬祭業者でも同様のサービスを行っていることや、民間の葬祭場を利用することが一般的となったことから、これまで果たしてきた役割を終了する時期を迎えたと考えております。
11	市の費用負担	この業務に関する市の負担は福祉政策の一環として捉えるべきであり、一般的な財政負担と同様に考えるべきではない。(全3件)	現在の附帯業務は斎場業務の一環で行っているものでありますが、経済的に困っている方については、十分配慮する必要があると考えております。
12	火葬料金の免除	免除規定について、条例上具体的にどのような規定になるのか明記すべきである。	免除規定の適用については、利用者の経済状態等を十分に配慮した内容にしたいと考えております。
13	葬祭業者の協力	拘束力のある内容でなければ絵に描いた餅となる恐れがあるだけでなく、業者いじめに繋がる恐れがある。	葬祭業者の協力については、協力が可能な葬祭業者とは契約、協定等を結ぶ考えであります。
14	その他	意見を待つのではなく、幅広い多くの市民に聞くための工夫と対象者の声を拾い上げる工夫が必要である。	附帯業務の取り扱いについては、平成24年度に、1年以上前に斎場を利用した方から聞き取り調査を行いました。 加えて、今回のパブリックコメントの実施により、さらに幅広く意見を募集したところであります。
15	その他	財政負担の増加等を理由とした各種行政サービスの民間委託化が進められている流れは絶対反対である。(全2件)	民間委託は必ずしも市民の負担や市民サービスの低下につながるものではなく、また、これまでの民間委託の実績においても民間の創意工夫による行政サービスの向上や経費の削減などの効果をあげています。

※上記のほか、5件のご意見をいただいておりますが、内容が本案（斎場附帯業務の見直し）に直接関連しない事項であることから、市にいただいている他のご意見と同様に取り扱うこととし、別途回答させていただきます。